

令和 8 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提案理由説明

○ 說 明 順

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 報 告 第 5 号 | (降 壇) |
| 2 | 議 案 第 47号 ~ 議 案 第 70号 | |
| 3 | 諮 問 第 2 号 ~ 諮 問 第 3 号 | (降 壇) |

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊 佐 市 長

令和 8 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会 の 開 会 に あ た り 、 報
告 第 5 号 「 専 決 処 分 の 報 告 」 に つ い て 説 明 申 し 上 げ ま す 。

本 件 に つ き ま し て は 、 地 方 自 治 法 第 180 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 市 長 の 専 決 事 項 に 指 定 さ れ た 1 件 100 万 円 以 下 の
損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に 関 し 専 決 処 分 し た も の で 、
同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る も の で あ り ま す 。

事 故 の 概 要 に つ き ま し て は 、 伊 佐 市 大 口 青 木 1617 番 地
付 近 の 市 道 に お い て 、 相 手 方 が 運 転 す る 貨 物 車 が 、 進 行
方 向 左 前 方 に 停 車 中 で あ っ た 軽 ト ラ ッ ク を 避 け よ う と 路
肩 側 に 車 両 を 寄 せ た 際 、 路 肩 が 陥 没 し 、 右 前 輪 が 埋 没 し
た こ と に よ り 自 走 で き な く な っ た た め 、 作 業 車 に よ る 吊
り 上 げ を 実 施 し 、 車 両 を 道 路 に 復 帰 さ せ た も の で す 。

損 害 賠 償 の 額 及 び 和 解 の 内 容 と い た し ま し て 、 事 故 の
過 失 割 合 は 、 市 を 100 パ ー セ ン ト と し 、 市 は 相 手 方 に 19 万
3,050 円 を 支 払 う こ と を も っ て 、 以 後 市 と 相 手 方 の 双 方 は 、
本 件 事 故 に 関 し 異 議 を 申 し 立 て な い こ と を 確 約 す る も の
で あ り ま す 。

以 上 で 報 告 1 件 の 説 明 を 終 わ り ま す 。

— — — 降 壇 — — —

議案第47号から議案第70号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第47号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第47号につきましては、「令和8年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」を定めることについて、専決処分したものであります。

今回の補正は、国の令和8年度補正により限度額が示された物価高騰対応重点支援交付金を活用し、電気料金負担の軽減を図るための省エネ家電買換支援事業に係る経費について、新たに措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、国庫支出金をもって充当しております。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第48号「令和8年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、資材高騰等に伴う指定ごみ袋作成に要する経費や減債基金の積立に要する経費等について所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、職員の給与及び職員手当に要する経費について減額の措置を講じ、総務費につきましては、臨時財政対策債の元利償還金に充当するための、減債基金への積立てに要する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、物価高騰の影響を受ける私立保育所等に対し、給食材料費の一部を補助する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、資材高騰等に伴う指定ごみ袋作成に要する経費について追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、農道の舗装修繕に要する経費について新たに措置し、商工費につきましては、公園施設の修繕に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、側溝整備等の生活環境整備や道路改良工事に要する経費について追加の措置を講じ、消防費につきましては、「新たな防災気象情報」の運用に要する経費について新たに措置しております。

教育費につきましては、閉校学校における設備の修繕に要する経費について新たに措置し、災害復旧費につきましては、職員の給与及び職員手当に要する経費について減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び諸収入をもって充当し、繰越金及び市債に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,287万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億9,500万2千円とするものであります。

このほか、地方債では、学校教育施設等整備事業、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業について追加の措置を講じたほか、過疎対策事業及び水道事業について限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第49号「令和8年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、高額療養費等の保険給付費に要する経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,839万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,279万7千円とするものであります。

次に、議案第50号「令和8年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県等への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,980万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ30億3,429万6千円とするものであります。

次に、議案第51号「令和8年度伊佐市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般管理に要する経費に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,410万2千円とするものであります。

次に、議案第52号「令和8年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,931万4千円とするものであります。

次に、議案第53号「令和8年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の収入において、水道事業収益を1万円減額し、収益的収入の総額を3億5,773万3千円とするものであります。

支出においては、水道事業費用を69万7千円追加し、収益的支出の総額を3億4,481万3千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において、資本的収入を600万円追加し、資本的収入の総額を8,681万1千円とするものであります。

支出においては、資本的支出を952万1千円追加し、資本的支出の総額を2億980万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,299万円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債について、老朽管耐震化事業における限度額変更の措置を講じたほか、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」について、所要の措置を講じております。

次に、議案第54号「令和8年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、農業集落排水事業費用を27万6千円減額し、収益的支出の総額を1億5,372万9千円とするものであります。

このほか、「議会の議決を経なければ流用することが

できない経費」について、所要の措置を講じております。

次に、議案第55号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法において条の追加が行われたことにより生じる条ずれを整理するため、関係条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号「伊佐市営住宅条例等の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市営住宅等の入居に際し、市が求める連帯保証人の要件に法人を追加することにより、入居機会の確保及び家賃債務の適切な履行を図るため、関係条例において、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市役所の事務所の位置を改めることに伴い、関係条例において、その所在地等に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号「伊佐市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、県が事業主体となって進める農地中間管理機構関連農地整備事業の施行に係る土地に関し、その事業計画に定める用途以外の用途に供された場合等に、事業に対する市の負担額に応じた土地改良法第91条の2第6項の規定に基づく特別徴収金を徴収することについて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第59号「伊佐市準用河川流水占用料等徴収条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、市が管理する準用河川について、河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定に基づく流水占用料等の徴収に関し必要な事項を定めることにより、受益者負担の公平性及び河川管理の適切な運用を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第60号「伊佐市支所設置条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第155条第1項の規定に基づき市長の権限に属する事務を分掌する組織として支所を新たに設置し、同条第2項の規定により、支所の位置、その名称及び所管区域を定めるため、本条例を制定するものであります。

また、支所の設置による組織体制の変更に伴い、「伊佐市役所の位置を定める条例」及び「伊佐市課設置条例」について規定を整理するため、附則においてそれぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「伊佐市役所庁舎共用スペースの使用に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎の共用部分を市の業務の遂行に支障のない範囲で市民等の使用に供するに当たり、その使用料その他管理上必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第62号「伊佐市立図書館の設置及び管理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市立図書館に関する規定を整理し、図書館法第10条の規定に基づく図書館として、新たにその設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第63号「伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の制定について、

議案第64号「伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について説明申し上げます。

これら2件につきましては、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」の施行に伴う条例改正に合わせ、条例の形式を国の基準府令等をそれぞれ参照する形式にするため、これらの条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第65号「伊佐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定につい

て説明申し上げます。

本件につきましては、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則」の施行に伴う条例改正に合わせ、条例の形式を国の基準府令を参照する形式にするため、条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第66号「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、ふれあいセンターの大規模改修に伴う施設機能及び利用形態に応じた施設区分の再編並びに新庁舎との複合化による一体的かつ効率的な管理運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「伊佐市菱刈ふるさといきがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、ふるさといきがいセンターの施設区分及び管理運営に関する事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「伊佐市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、診療報酬請求書の審査等を行う機関

である社会保険診療報酬支払基金が、その名称を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号「伊佐市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、同省令中の用語を引用する箇所に条ずれを生じたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「令和7年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年度の水道事業会計未処分利益剰余金1億3,295万1,957円のうち、6,500万円を減債積立金に積み立て、6,500万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります内山和行氏及び町田まり子氏が本年12月31日をもって任期満了になることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

内山氏は平成30年から、町田氏は令和3年から人権擁護委員を務めておられ、共に人格及び識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案24件及び諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———